

第十七号議案

江戸川区個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年二月十七日

提出者

江戸川区長 斉

藤

猛

江戸川区個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
江戸川区個人番号の利用に関する条例（平成二十七年十月江戸川区条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

十三 区長

心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和四十九年東京都条例第二十号）による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第二に次のように加える。

三十四 区長

心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの

地方税関係情報であつて規則で定めるもの

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であつて規則で定めるもの

児童福祉法による障害児入所支援に関する情報であつて規則で定めるもの

身体障害者福祉法による身体障害者手帳に関する情報であつて規則で定めるもの

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報であつて規則で定めるもの

生活保護法による保護の実施に関する情報であつて規則で定めるもの

中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて規則で定めるもの

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七條に規定するその他の法令により行われる給付の支給に関する情報であつて規則で定めるもの

付 則

この条例は、令和五年二月一日から施行する。

（説明）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第一に列挙されていない事務について、特定個人情報を利用し、又は提供を受けるため、独自利用事務として事務を追加するとともに、必要な限度で庁内連携するに当たり、個別に事務及び特定個人情報と表第二に追加する必要があるので、本案を提出いたします。